

「仮想通貨」に関する新しい
制度が開始されました

今年4月、改正資金決済法が施行され、仮想通貨交換サービスが適切に実施されるよう制度整備が行われました。

今回の制度は、利用者保護やマネー・ローndリング対策の観点から、仮想通貨交換サービスを行う事業者に対し、①登録制の導入、②利用者への適切な情報提供、③利用者財産の分別管理、④取引時確認の実施などの義務を課すものです。

これからサービスを利用する方も、既にサービスを利用している方も、まずは、次の点を確認することが重要です。

☒ 金融庁・財務局（沖縄総合事務局を含む）の登録を受けた事業者

ですか？

☑取引する仮想通貨の内容に関する説明を受けていますか？

☒取引内容や手数料などに関する説明を受けていますか？

☒ 自身が行った取引の履歴や残高について、適時確認していますか？

詳しい内容は、金融庁ウェブサイトでご確認ください。

(http://www.fsa.go.jp/policy/virtual_currency02/index.html)

また、沖縄総合事務局では、利用者向けリーフレットを配布しています。

財務部金融監督課

 098186610095



(利用者向けリーフレット)

多重債務者相談強化
キャンペーン2017
～一人で悩まず相談を～

金融監督課は、今後も関係機関と引き続き連携を図り、多重債務問題の解決のために努めてまいります。

9月1日から12月31日までの間、「多重債務者相談強化キャンペーン2017」が、全国で実施されています（主催：多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本司法支援センター）。期間中は、都道府県、弁護士会、司法書士会、中小企業団体が共同で、多重債務に関する無料相談会の実施などの取り組みを行っております。

財務部金融監督課においても
本キャンペーンの一環として、公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会と連携し、借金問題でお悩みの消費者を対象とした無料出張相談を下記のとおり実施しています。債務整理の方法や必要な情報提供などのアドバイスを行っておりますので、お気軽にご相談ください。また、本キャンペーンの取り組みとは別に金融監督課内に常設の相談窓口を設けておりますので、ご都合に合わせてご利用ください。



(キャンペーンポスター)

○無料出張相談

【日時】

9月1日(金)、15日(金)、10月6日(金)、20日(金)、
11月17日(金)、12月1日(金)、15日(金)
いずれも9時00分～12時00分、13時00分～16時00分
(15時30分受付終了)

【開催場所】

名称:グッジョブセンターおきなわ
住所:那覇市泉崎1-15-10

☎098-865-5006

※予約制となっておりますので、事前に上記開催場所までお問い合わせください。

財務部多重債務相談窓口

☎ 098186615070